

青森市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

(平成二十四年条例第七十四号) 新旧対照表【第七条関係】

改正後	改正前
<p>第一条～第十二条の二 〔略〕</p>	<p>第一条～第十二条の二 〔略〕</p>
<p><u>(児童対象性暴力等の防止)</u>                      第十二条の三 児童福祉施設（助産施設を除く。）の設置者は、法第四十五条第七項において準用する法第二十一条の五の十八第四項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号）第二条第二項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（児童と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該児童に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第四条第一項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。</p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p>第十三条～第三十四条 〔略〕</p>	<p>第十三条～第三十四条 〔略〕</p>
<p>(保育所の職員)</p>	<p>(保育所の職員)</p>
<p>第三十五条 〔略〕                      2 〔略〕                      3 前項に規定する保育士の員数の算定については、当該保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下この項及び第五項において_____「看護師等」という。）を、一人に限り保育士とみなすことができる。ただし、乳児の数が四人未満である保育所については、子育てに関する知識と経</p>	<p>第三十五条 〔略〕                      2 〔略〕                      3 前項に規定する保育士の員数の算定については、当該保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下この項_____において<u>これらを</u>「看護師等」という。）を、一人に限り保育士とみなすことができる。ただし、乳児の数が四人未満である保育所については、子育てに関する知識と経</p>

改正後	改正前
<p>験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士（<u>第一項に規定する保育士をいい、次項の規定により保育士とみなされる者及び同項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。</u>）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</p> <p>4 <u>第二項に規定する保育士の員数の算定については、当該保育所に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて、障害児の療育の指導を行う業務に五年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下この項及び次項において「特定理学療法士等」という。）を、一人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所の保育士（前項の規定により保育士とみなされる者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u></p> <p>5 <u>前二項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による</u></p>	<p>験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士_____</p> <p>_____による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p>

改正後	改正前
<u>支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u>	
第三十六条～第四十二条 〔略〕	第三十六条～第四十二条 〔略〕